

追加議案第3号

大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について  
大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月20日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第4条に規定する行政職給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.77
3級から6級まで	100分の7.77
7级以上	100分の9.77

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- (2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 給与条例第24条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与当該職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
  - ア 給与条例第24条第1項 前項及び前各号に定める額
  - イ 給与条例第24条第2項又は第3項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 給与条例第24条第4項 前項及び第1号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 給与条例第24条第5項 前項並びに第1号及び第2号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 給与条例第24条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 3 特例期間においては、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第17条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与条例第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同項の規則で定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、給与条例附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第1号から第4号まで、第3項及び第4項の規定の適用については、第1項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から給与条例附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号中「給料月額に対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額に対する地域手当の月額から給与条例附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第2号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与条例附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与条例附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第1号」と、同号オ中「第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第8項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第9項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（大田原市職員の育児休業等に関する条例の特例）

- 第3条 特例期間においては、大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第23条の規定の適用については、同条中「給与条例第17条第1項」とあるのは、「大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第 号）第2条第3項（同条第5項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第5条第

3項において準用する場合を含む。）」とする。

(大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例)

第4条 特例期間においては、大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第1号)第15条第4項の規定の適用については、同項中「同条例第17条第1項」とあるのは、「大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第 号)第2条第3項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第5条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

(大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の臨時特例に関する条例(平成22年条例第30号。以下「任期付職員条例」という。)の適用を受ける職員であつて、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の7.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、任期付職員条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第 号)第5条第1項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第2条第2項第1号、第2号及び第4号、第3項並びに第4項の規定は、第1項の規定の適用を受ける職員に対する地域手当、期末手当及び給与条例第24条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「第5条第1項に定める割合」と、同項第4号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5条第1項及び同条第3項において準用する第2号及び第3号」と、同号イ及びエ中「前項並びに第1号及び第2号」とあるのは「第5条第1項並びに同条第3項において準用する第1号及び第2号」と、同号ウ中「前項及び第1号」とあるのは「第5条第1項及び同条第3項において準用する第1号」と、同号オ中「第2号」とあるのは「第5条第3項において準用する第2号」と読み替えるものとする。

(公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第21号)第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これら給与のうち、大田原市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年条例第 号)第2条第1項及び第2項(同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(端数計算)

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。